物品受領書

岩手県工業技術センター 殿

　岩手県と岩手県工業技術センターがデジタル技術の普及啓発を目的に実施する「令和５年度ものづくりDXシステム導入支援強化事業」において用意された以下の物品について、裏面の条件に同意して受領します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物品名 | 数量 | 摘要 |
| ワンボードマイコン（Arduino Uno ）を用いた温湿度自動記録システム構築用部品 | 一式 | （講習会にて構築方法説明済み） |

令和５年10月１1日

|  |  |
| --- | --- |
| 会社住所 |  |
| 会社名 |  |
| 担当者氏名  (署名) |  |
| 担当者連絡先 | 電話番号：  メールアドレス： |

令和５年度ものづくりDXシステム導入支援強化事業に係る物品の利用条件

１．受領した物品は、受領した者が所属する会社においてのみ使用し、第三者に引き渡さない義務を負うこと。

２．受領した物品の設置、使用、修理、改造に要する費用については、受領した者の責任において負担すること。

３．受領した物品の使用によって生じたいかなる損害も、受領した者の責任において負担すること。

４．受領した物品を使用して得られた測定値等の時系列情報は、岩手県および岩手県工業技術センター(以下「工業技術センター」という。)が利用することを認めること。

5．受領した物品を毀損、紛失等したときは、岩手県工業技術センターに連絡する義務を負うこと。

6．岩手県工業技術センターが返却を求めたときは、直ちに物品を返却する義務を負うこと。ただし、2024年3月31日以降の取り扱いについては、別途、岩手県工業技術センターの指示によるものとする。

R5.10.11